

協議第19号

生活環境関係事業について

生活環境関係事業について、次のとおり提案する。

平成16年12月22日提出

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会
会長 中村 功一

記

生活環境事業については、別紙のとおりとする。

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

| | | | |
|--------------|--|-------|----------|
| 協定項目番号 | 15 - 2 | 協定項目名 | 生活環境関係事業 |
| 調整方針 | 生活環境及び交通政策関係事業については、東近江市の制度及び方針に統一する。 ただし、別に調整が必要な事項については、各項目で定めるとおりとする。 | | |
| 1 市 2 町の 現 況 | | | |
| 項 目 | 東近江市（現況及び方針） | 能登川町 | 蒲生町 |
| 1. 生活環境事業 | | | |
| 環境政策 | | | |
| 環境基本条例 | 環境施策については、持続可能な社会の実現のため東近江市発足後すみやかに環境基本条例を制定する。また、条例に基づき良好な環境の保全と創造を図るための諸施策を総合的、計画的に推進する。 | 該当なし | 該当なし |
| 環境基本計画 | 環境基本計画は、東近江市において策定する。 | 該当なし | 該当なし |
| 新エネルギー施策 | 地域新エネルギービジョンは、東近江市の環境基本計画に掲げる理念に基づき、東近江市において策定する。 | 該当なし | 該当なし |
| ごみ処理、リサイクル推進 | | | |
| | ごみ処理については、資源循環型社会の構築をめざし、これまでの地域の取り組みを生かしながら市民、事業者、市の協働により、積極的にごみの減量化、資源化を推進する。また、ごみの収集区域及び体制は、現行のとおり東近江市に引き継ぐこととし、収集日・収集品目等については、合併後2年以内を目途に調整する。 | | |

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

| 協定項目番号 | 15 - 2 | 協定項目名 | 生活環境関係事業 | |
|------------|---|---|--|--|
| 1 市 2 町の現況 | | | | |
| 項目 | 東近江市 (現況及び方針) | 能登川町 | 蒲生町 | |
| ごみ処理施設 | <p>ごみの処理は、現行のとおり旧市町域で加入している組合で処理する。</p> <p>可燃ごみの処理 中部清掃組合 湖東広域衛生管理組合</p> <p>不燃ごみの処理 中部清掃組合 愛知郡広域行政組合</p> | <p>可燃ごみの処理 中部清掃組合</p> <p>不燃ごみの処理 中部清掃組合</p> | <p>可燃ごみの処理 同左</p> <p>不燃ごみの処理 同左</p> | |
| ごみの収集回数 | <p>可燃ごみの収集回数は、平成17年度から週2回とする。 不燃ごみ(ガレキ含む)の収集回数は、現行のとおりとする。</p> <p>可燃ごみ : 週2回 不燃ごみ : 月1回 ガレキ : 年6回 (旧愛東町、旧湖東町)</p> | <p>可燃ごみ : 週2回 不燃ごみ : 月1回</p> | <p>可燃ごみ : 週2回 不燃ごみ : 月1回</p> | |
| 粗大ごみ回収 | <p>粗大ごみの処理については、現行のとおりとする。 金属製粗大ごみについては、合併時は現行のとおりとし、合併後2年以内に調整する。 粗大ごみを個人で搬入できない人に対しては、合併時に旧八日市市の特別有料収集の例により実施する。</p> <p>・粗大ごみ 旧八日市市、旧永源寺町、旧五個荘町は、通常個人が中部清掃組合能登川清掃センターへ直接持ち込み。 旧愛東町、旧湖東町は、一斉回収を各集落で年1~2回実施。</p> <p>・金属製粗大ごみ 旧八日市市は、地区自治連合会単位で実施(補助金交付) 旧永源寺町、旧五個荘町は、一斉回収(拠点回収)を年3回実施 旧愛東町は、一斉回収を各集落で年2回実施</p> <p>・粗大ごみの特別有料収集 個人で直接搬入できない人に対する対応として、特別有料収集を実施。 ・処理手数料 粗大ごみ1点につき2,000円 2点目以降は1,500円</p> | <p>・粗大ごみ 通常個人が中部清掃組合能登川清掃センターへ直接持ち込み。</p> <p>・金属製粗大ごみ 一斉回収(拠点回収)を年1回実施</p> <p>・粗大ごみの特別有料収集 該当なし</p> | <p>・粗大ごみ 通常個人が中部清掃組合能登川清掃センターへ直接持ち込み。</p> <p>・金属製粗大ごみ 金属製粗大ごみは、個人が町の一時保管施設へ直接持ち込み。</p> <p>・粗大ごみの特別有料収集 個人で直接搬入できない人に対する対応として、特別有料収集を実施。年3回 ・処理手数料 軽トラック・ワゴン車 1,000円 軽自動車・普通乗用 400円 タイヤ・ホイール 1本 100円 ホイール付タイヤ 1本 400円</p> | |

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

| 協定項目番号 | 15 - 2 | | 協定項目名 | 生活環境関係事業 | |
|-------------------------------------|--|--|---|----------|--|
| | 1 市 | | 2 町の現況 | | |
| 項目 | 東近江市（現況及び方針） | 能登川町 | 蒲生町 | | |
| <p>有料ごみ回収</p> <p>資源回収、リサイクル推進体制</p> | <p>有料ごみ回収としては、バッテリー・消火器を位置づけ、旧市町域単位で年1回実施する。 なお、タイヤ・パソコンの回収は行わない。</p> <p>資源回収システムについては、先進モデルにあいとうりサイクルシステム及び旧五個荘町の古紙回収を位置づけ、東近江市において拡大を図る。</p> <p>缶・トレー・びん・ペットボトル・古紙・古布の回収は、合併後2年以内に統一に向けて調整する。</p> <p>古紙の行政回収は、新聞・チラシ・雑誌・段ボールの4品目とする。 なお、行政回収は団体回収活動の妨げにならないよう定期回収を行う。</p> <p>廃食用油、牛乳パック、紙パックの回収については、未実施の旧永源寺町の廃食用油と旧五個荘町の牛乳パック・紙パックを合併時までに回収を行い、合併後も引き継ぐものとする。回収方法等は、合併後2年以内に統一に向けて調整する。</p> <p>廃乾電池の回収は現行とおりにする</p> <p>・アルミ缶、スチール缶 旧永源寺町（アルミ缶のみ）、旧五個荘町、旧湖東町、旧愛東町で実施、月1～2回ステーション回収。</p> <p>・トレー 旧愛東町は、ステーション回収で月1回実施。</p> <p>・びん ステーション回収、月1回実施</p> <p>・ペットボトル ステーション回収、月1～2回実施</p> <p>・古紙 （行政回収） 旧八日市市、旧永源寺町、旧五個荘町、旧湖東町で実施、品目別ステーション回収。 （集団回収） 実施団体に推進補助金を交付。</p> <p>・牛乳パック、紙パック 拠点及びステーション回収で実施。</p> <p>・廃乾電池 拠点回収、ステーション回収及び回収ボックスで実施。</p> | <p>該当なし</p> <p>・アルミ缶、スチール缶 月1回ステーション回収</p> <p>・トレー 該当なし</p> <p>・びん ステーション回収、月1回実施</p> <p>・ペットボトル ステーション回収、月2回実施</p> <p>・古紙 （行政回収） 品目別・ステーション回収、月1回実施 （集団回収） 実施団体に推進補助金を交付。</p> <p>・牛乳パック、紙パック 該当なし</p> <p>・廃乾電池 拠点及びステーション回収で実施。</p> | <p>該当なし</p> <p>・アルミ缶、スチール缶 月2回（夏期週1回）長峰地区は週1回ステーション回収 スチール缶該当なし</p> <p>・トレー 該当なし</p> <p>・びん ステーション回収、月2回実施</p> <p>・ペットボトル ステーション回収、月2回（長峰週1回）実施。</p> <p>・古紙 （行政回収） 品目別・ステーション回収、品目別、月1回実施 （集団回収）</p> <p>・牛乳パック、紙パック 随時 拠点回収</p> <p>・廃乾電池 ステーション回収、年3回実施</p> | | |

【説明】
愛東町の資源回収は、7品目11種類を一定ルールに従って、指定回収日に各自治会の当番がステーションから町のストックヤードまで持ち込むもので、官民協働による「あいとうりサイクルシステム」を実施している。

五個荘町の古紙回収における団体回収の日程は、団体間にて事前に調整の後、ごみカレンダーに掲載し住民への啓発と協力を求める。
行政回収日程も団体回収を優先に調整する。

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

| 協定項目番号 | 15 - 2 | | 協定項目名 | 生活環境関係事業 | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|--|---|-----------|-----|------------|-----|---------|-----|-------|-----|---|------|-------------|--|--|
| 1 市 2 町の 現 況 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項 目 | 東近江市 (現況及び方針) | 能登川町 | 蒲生町 | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 交通政策事業 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方バス路線事業 | <p>地方バス路線維持費補助事業は、現行のとおりとする。</p> <p>・地方バス路線 御園線(八日市駅～永源寺車庫) 神崎線(八日市駅～能登川駅) 日八線(近江八幡駅～日野町北畑口)</p> <p>角能線(能登川駅～愛東町市ヶ原)については、H17.4.1からコミュニティバス事業へ移行予定</p> <p>(路線維持費補助対象路線) 神崎線、御園線、日八線</p> | <p>・地方バス路線 神崎線(八日市駅～能登川駅)</p> <p>角能線(能登川駅～愛東町市ヶ原)については、H17.4.1からコミュニティバス事業へ移行予定</p> <p>(路線維持費補助対象路線) 神崎線</p> | <p>・地方バス路線 日八線(近江八幡駅～北畑口) 日八線(近江八幡駅～長峰集会所前)</p> <p>(路線維持費補助対象路線) 日八線</p> | | | | | | | | | | | | | |
| コミュニティバス事業 | <p>コミュニティバス事業は、合併時は現行のとおりとする。旧五個荘町及び旧湖東町のコミュニティバスは、合併時に東近江市の市役所へ乗り入れられるよう調整する。</p> <p>路線、運賃及び乗車割引等については、合併後2年以内に新市コミュニティバス事業として調整する。ただし、路線については公共交通空白地域を原則とし、公共施設や医療機関等を結ぶ市民生活に密着した路線となるよう調整する。</p> <p>・名称</p> <table border="0"> <tr> <td>『ちょこっとバス』</td> <td>7路線</td> </tr> <tr> <td>『永源寺町営バス』</td> <td>3路線</td> </tr> <tr> <td>『五個荘町循環バス』</td> <td>3路線</td> </tr> <tr> <td>『愛東循環線』</td> <td>2路線</td> </tr> <tr> <td>『湖東線』</td> <td>2路線</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17路線</td> </tr> </table> | 『ちょこっとバス』 | 7路線 | 『永源寺町営バス』 | 3路線 | 『五個荘町循環バス』 | 3路線 | 『愛東循環線』 | 2路線 | 『湖東線』 | 2路線 | 計 | 17路線 | <p>該当なし</p> | <p>該当なし</p> <p>ただし、日野町営路線バス(桜川線)に対し負担金を支出。</p> | <p>【調整内容】 能登川町、蒲生町については、合併後2年以内にコミュニティバス事業として調整する。 日野町営路線バス(桜川線)に対する負担金は、当分の間現行のとおり支出する。</p> |
| 『ちょこっとバス』 | 7路線 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 『永源寺町営バス』 | 3路線 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 『五個荘町循環バス』 | 3路線 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 『愛東循環線』 | 2路線 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 『湖東線』 | 2路線 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 17路線 | | | | | | | | | | | | | | | |